

特別定額給付金の申請について

住民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として、「特別定額給付金」が支給されます。

給付対象者及び受給権者

○給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

○受給権者は、その者の属する世帯の世帯主の方

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請期限

申請受付開始日は令和2年5月19日（火）になります。

申請期限は令和2年8月18日（火）までとなります。

郵送による申請方法

申請書類に必要事項をご記入いただき、本人確認書類及び口座番号がわかる書類のコピー（添付書類）を貼り付けし、同封の返信用封筒で郵送してください。

※添付書類については、申請期間中、下記の場所において無料でコピーすることができます。

- ・串本町役場本庁舎（別館1階会議室）・古座分庁舎（住民課窓口）
- ・有田公民館・田並公民館・和深公民館・潮岬公民館・紀伊大島開発総合センター・田原連絡所

※オンライン申請については、串本町のホームページをご覧ください。

添付書類

①本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写し等

②振込先口座確認書類の写し

通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し等で口座番号、口座名義人が確認できるもの

給付方法

原則として、申請者（世帯主）の銀行口座へ振込みます。

代理申請について

受給権者が病気等の理由により自分で申請できない場合は代理人による申請が可能です。

- ①受給対象者（世帯主）の属する世帯の世帯構成者
- ②法定代理人 等

給付金を装った詐欺にご注意ください！

申請で不明な点があった場合、当町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること、給付のための手数料などの振込を求めること、キャッシュカードの番号や口座番号を問い合わせることは絶対ありません。不審な電話や郵便物が届いた場合は、町や最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせは、串本町役場 特別定額給付金係

TEL 0735-62-0555 内線301・303